

令和7年度事業成績書

（群馬県仏教保護会）

コード番号

1	0	7	0	2	7
---	---	---	---	---	---

1 更生保護事業

（1）宿泊型保護事業

ア 宿泊の供与をした被保護者の実人員とその内容

保護の種別		保護観察所の長の委託に基づく保護 (委託保護)			被保護者からの申出に基づく保護 (任意保護)	合計	家庭裁判所からの補導委託に基づく保護
		補導援護・救護	更生緊急保護	小計			
前年度から継続 (A)		7	10	17	0	17	0
当年度開始	入所 (B)	10	54	64	0	64	0
	種別異動 (C)	1	3	4	0	4	
当年度終結	退所 (D)	13	51	64	0	64	0
	種別異動 (E)	3	1	4	0	4	
翌年度へ継続 (A+B+C-D-E)		2	15	17	0	17	0
実人員 (A+B+C)		18	67		0		0
種別異動を除く実人員 (A+B)		17	64	81	0	81	

イ 宿泊の供与及び食事の給与をした延人員

保護の種別		保護観察所の長の委託に基づく保護 (委託保護)			被保護者からの申出に基づく保護 (任意保護)	合計	家庭裁判所からの補導委託に基づく保護
		補導援護・救護	更生緊急保護	小計			
宿泊供与延人員		1,371	3,791	5,162	0	5,162	0
食事給与延人員		790	3,276	4,066	0	4,066	0

ウ 退所者の保護の期間その他の状況

(委託保護及び任意保護の退所者の内訳)

保護の期間 (人)		退所理由 (人)		退所先 (人)		退所時の職業 (人)	
5日未満	1	円満退所	53	親族	4	専門的・技術的職業従事者	0
10日 "	5	勧告退所	0	知人・友人	4	管理的職業従事者	0
20日 "	6	無断退所	6	下宿・借家等	23	事務従事者	0
1月 "	5	事故退所	2	就業先	17	販売従事者	0
2月 "	10	その他	3	社会福祉施設	5	サービス職業従事者	4
3月 "	11	/	/	その他	5	保安職業従事者	0
6月 "	15			不詳	6	農林・漁業作業者	0
1年 "	11			/	/	運輸・通信従事者	0
2年 "	0					技能工、採掘・製造・建設従事者及び 労務作業者	30
3年 "	0					無職者	30
3年以上	0					不詳	0
計	64			計	64	計	64

(家庭裁判所からの補導委託に基づく保護の退所者の内訳)

保護の期間 (人)		退所理由 (人)		退所先 (人)		退所時の職業 (人)	
5日未満	0	円満退所	0	親族	0	専門的・技術的職業従事者	0
10日 "	0	勧告退所	0	知人・友人	0	管理的職業従事者	0
20日 "	0	無断退所	0	下宿・借家等	0	事務従事者	0
1月 "	0	事故退所	0	就業先	0	販売従事者	0
2月 "	0	その他	0	社会福祉施設	0	サービス職業従事者	0
3月 "	0	/	/	その他	0	保安職業従事者	0
6月 "	0			不詳	0	農林・漁業作業者	0
1年 "	0			/	/	運輸・通信従事者	0
2年 "	0					技能工、採掘・製造・建設従事者及び 労務作業者	0
3年 "	0					無職者	0
3年以上	0					不詳	0
計	0			計	0	計	0

(2) 通所・訪問型保護事業

ア 保護を行った被保護者の実人員

区分	被保護者の種別	補導援護・救護の 対象者	更生緊急保護の 対象者	その他の者	合計
	実人員	1	14	12	27

イ 保護の内容

区分	被保護者の種別	補導援護・救護の 対象者	更生緊急保護の 対象者	その他の者	合計
	帰住の援助	0	0	0	0
	医療の援助	0	0	0	0
	就職の援助	0	0	0	0
金品の給 与又は貸 与	帰住旅費	0	0	0	0
	食事費	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0
	生活相談	1	14	12	27
	特定補導	0	5	3	8
	その他	0	0	0	0

(3) 集団処遇の実施状況

別紙のとおり

(4) 地域連携・助成事業

ア 地域における連絡協力体制の整備

イ 地域住民の参加の促進

ウ 人材の確保・養成・研修

エ 啓発・連絡・調整・助成

2 公益事業

(1) 事業の実施結果に関する事項

(2) その他の事項

3 収益事業

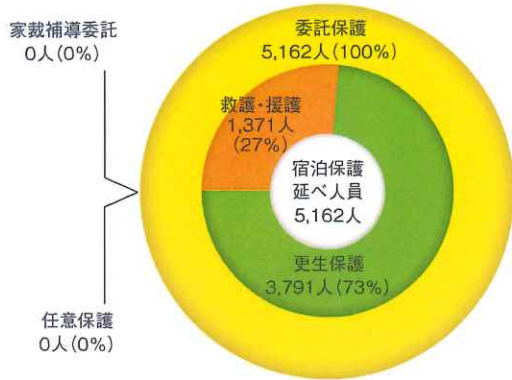
(1) 事業の実施結果に関する事項

(2) その他の事項

群馬県仏教保護会事業実績ならびに収容状況

(令和7年4月～令和8年3月)

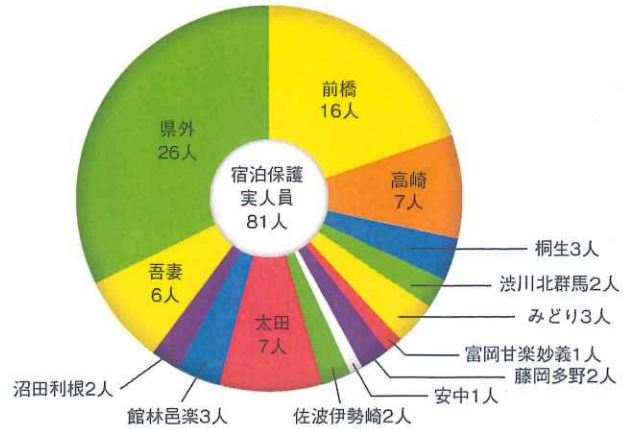
(1) 宿泊保護実施状況



- (注) 1. 上表中「救護・援護」とは保護観察中の者をいい、「更生保護」とは刑の執行終了者等で、いずれも保護観察所の委託を受けて収容保護しているものである。
 2. また、「任意保護」とは委託によらないで会において収容保護しているものである。
 3. 計上人員は日1人の宿泊を1人として算出した。

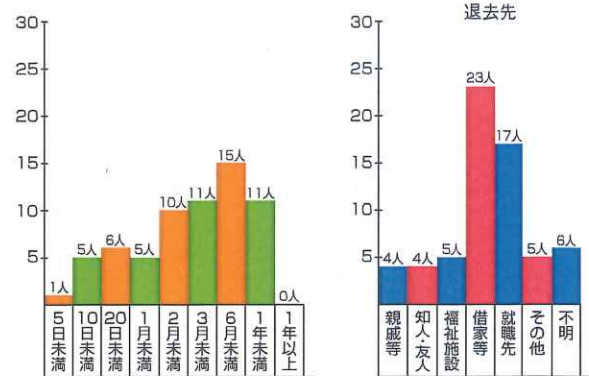
(2) 収容者の保護区別内訳

(注)一時宿泊者も含む



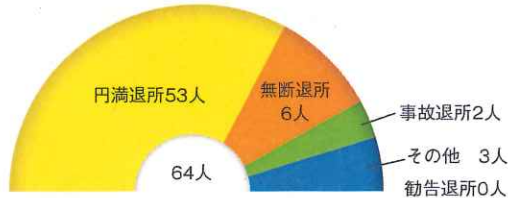
(4) 在所期間

(注) 令和8年度への繰越の者は含まない。



- (注) 1. 不明とは退所理由別による勧告、無断その他の退所者である。
 2. 一時宿泊保護を除く。

(3) 退所した者の状況



- (注) 1. 円満退所…更生し自立生活に入った者。
 2. 勧告退所…更生保護施設の生活になじまず退所を勧告した者。
 3. 事故退所…再犯により身柄拘束等で退所した者。
 4. 一時宿泊保護を除く。